

町内会・自治会 配布物一覧表(11月16日回覧分)

No	内 容	配布方法	担当部署	内線番号	備考
1	特設人権相談所の開設について	班回覧	市民相談センター	62-9100	同封
2	くらしの情報について				
3	「出張!なんでも鑑定団 in 島原	班回覧	しまばら観光課	214	同封
4	TDK加湿器の回収について	班回覧	TDK株式会社	0120-604-777 受付時間:9:00 ~17:00 (土・日・祝日を除く)	別途送付
	以上				

・島原市役所(63-1111)

・有明支所(68-1111)



市ホームページ▼

市ホームページに町内会・自治会に関する様々な情報を掲載しています。毎月の市からのお知らせ(班回覧・世帯配布等)の有無についても、こちらのページでご確認できますので、ぜひご活用ください。



ひとりで悩まずご相談ください!

回覧

特設人権相談所を開設します



不当な差別、職場・学校でのいじめ、インターネットでの誹謗中傷・プライバシーの侵害など。「これは人権上の問題では?」と感じたりすることはありませんか。

あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。下記のとおり特設人権相談所を開設しますので、一人で悩まずご相談ください。

◇相談は無料◇秘密厳守◇予約不要

と き: **12月14日(木)** 午前10時から午後3時まで

ところ: **森岳公民館・有明公民館**

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです!

吉田圭子 (三会地区)

中村展祥 (杉谷地区)

宮崎喜久子 (森岳地区)

下田恭子 (霊丘地区)

廣瀬 朗 (白山地区)

永石 一成 (安中地区)

柴田光子 (大三東地区)

柴田浩明 (大三東地区)

永田香代子 (湯江地区)

【お問合せ先】

長崎地方法務局島原支局 島原人権擁護委員協議会
☎62-2513

島原市役所市民相談センター ☎63-1111 (内線184・187)



令和5年度 人権啓発標語優秀作品

各小学校（4・5・6年生）からの人権標語を紹介します。



●第一小学校

助け合い プラス言葉を 全校で
 友達の 個性を見つけ 認め合おう
 ありがとう それは心の 愛言葉

武次みなみ
 田中 結菜
 酒井 里紗

●第二小学校

あいさつは みんなと仲よく なる一歩
 思いやり もらった私は きみにパス
 大丈夫 あなたはあなた それでいい

中村 和花
 福島 来星
 坪田 暁

●第三小学校

「大じょうぶ」まほうの言葉 笑顔になるよ
 その言葉 考えてから 使おうよ
 「やめようよ」 その一言が うれしいな

渡部 季緒
 柴崎 李好
 日迫 美月

●第四小学校

こまっても 手をさしのべる すてきな町
 気づいてる？ だれかはだれかの たからもの
 やさしさを もらった次は ぼくの番

石田 萌音
 副島 花那
 網本 瑛仁

●第五小学校

考えて その一言 大丈夫？
 地球には いろんな人種 ちがいなし
 にっこりと 笑うと相手も いい気持ち

伊藤 琢磨
 濱本 蒼太
 川田 珠鈴

●三会小学校

みとめあう みんなのこせい みりょくだよ
 みつけたよ ぼくとはちがう きみのよさ
 もう一度 考えてみて その言葉

北浦恵里菜
 坂本瑛士郎
 太田 紗葵

●大三東小学校

未来にね 笑顔の花を さかせたい
 あなたとわたし ちがっているから すばらしい
 大丈夫？ その一言が 救うカギ

西川 周汰
 草野 歩美
 中村 惺矢

●高野小学校

ゆうきだし 声をあげよう すくいの手
 強いのは いじめる君より 止める君
 手をつなぎ 優しい心の 輪をつくろう

前田 羽咲
 中島 彩花
 中島 遼太

●湯江小学校

思いやり 目には見えない たからもの
 仲良くな 手と手をつなぐ みんなの輪
 思いやり ちがいをみとめ 生きること

西野 藍
 芳野 里珠
 長野 史奈





●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3～4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。

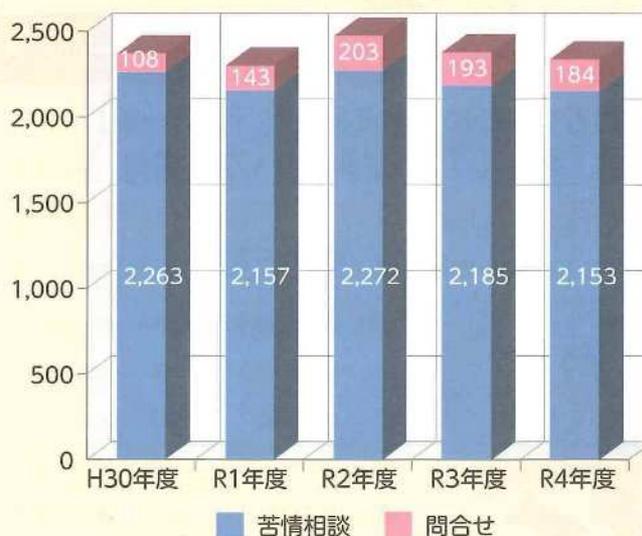


令和4年度長崎県消費生活センター苦情・相談の概要

- ・相談受付件数は2,337件、前年度に比べ1.7%減少
- ・「20歳未満」と「50歳代」以上の相談が増加、特に「70歳以上」の増加が顕著
- ・「化粧品」に関する相談件数が1割を占め、2年連続で1位
- ・年代が高くなるほど相談件数が多くなり、「70歳以上」の相談が昨年度までと同様最多

受付件数の推移

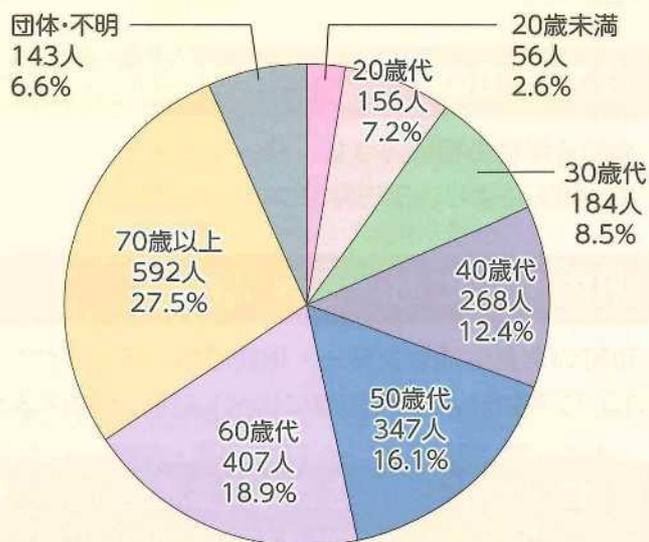
令和4年度に、県消費生活センターが受け付けた相談件数は2,337件(苦情相談2,153件、問合せ184件)で、前年度に比べ41件(1.7%)の減少でした。



年代別相談件数

相談件数を年代別に見ると、年代が高くなるほど相談件数が多くなっており、「70歳以上」が最多となっています。

「20歳未満」と「50歳代」以上の相談件数が前年度より増加し、特に「70歳以上」の増加が顕著となっています。



商品・役務（サービス）の種類別上位項目

「化粧品」に関する相談が全体の1割を占め、令和元年度以降増加が続いており、2年連続で最多となりました。上位の「商品一般」、「レンタル・リース・賃借」も増加しています。

順位	商品・役務名	内 容	相談件数
1	化粧品	化粧水、洗顔クリーム、シャンプー等の定期購入など	210(164)
2	商品一般	架空請求、身に覚えのない宅配など	143(130)
3	レンタル・リース・賃借	不動産の賃貸借、商品の賃貸借など	104(96)
4	役務その他	申請代行サービス、広告代理サービス、副業サポートなど	82(126)
5	他の教養・娯楽	インターネットゲーム、出会い系サイト、当選メールなど	78(85)
6	健康食品	健康食品、ダイエット食品等の定期購入など	77(83)
7	移動通信サービス	携帯電話（スマートフォン）、モバイルデータ通信サービスなど	75(80)
8	融資サービス	消費者ローン、住宅ローンなど	67(81)
9	工事・建築・加工	建築工事、造成工事、加工サービスなど	61(68)
10	インターネット通信サービス	光回線やプロバイダー契約に関する相談など	54(76)
全 体			2,153(2,185)

() は前年度

年代別上位の商品・役務（サービス）

高齢者を中心に「化粧品」と「商品一般」に関する相談が多く見られ、若い年代では「他の教養・娯楽」、「レンタル・リース・賃借」に関する相談が多くなっています。

年代	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
20歳未満	他の教養・娯楽	18	娯楽等情報配信サービス	7	化粧品、健康食品		各4	役務その他	3	
20歳代	レンタル・リース・賃借、内職・副業		各18	他の教養・娯楽	15	商品一般	10	化粧品、自動車	各8	
30歳代	レンタル・リース・賃借	12	役務その他	9	他の教養・娯楽	8	商品一般、紳士・婦人洋服、自動車、内職・副業	各7		
40歳代	化粧品	32	商品一般	23	レンタル・リース・賃借	17	健康食品、移動通信サービス	各12		
50歳代	化粧品	59	融資サービス	18	商品一般	17	レンタル・リース・賃借	16	飲料、移動通信サービス	各13
60歳代	化粧品	50	商品一般	30	移動通信サービス、役務その他		各16	郵便・貨物運送サービス	15	
70歳以上	化粧品	46	商品一般	45	工事・建築・加工	28	健康食品、役務一般	各27		

被害救済額 (県消費生活センターで被害を救済できた金額)

令和4年度の相談のうち、クーリング・オフや特定商取引法、消費者契約法等を活用した助言やあっせんにより、375件について、7,941万円を救済することができました。

県内市町における苦情相談

市町の消費生活センター・相談窓口への相談件数は8,380件で、県と市町を合わせた相談件数は10,717件でした。前年度に比べ1.4%、147件の増加となっています。

詳しくは、ながさき消費生活館「令和4年度相談統計」をご覧ください。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/satistics/upfile/R04.pdf>

災害に便乗した悪質商法 ～台風シーズンは特に注意～



5日前、事業者から高齢の母親宅に「台風、大雨などでの建物被害を調査している」「火災保険で被害の修理ができる」と電話があった。その後、事業者が来訪し、家周りを調査後、「当社が火災保険の申請をサポートする」「保険金が支払われたら40%が当社の報酬になる」と勧誘され、よく理解できないまま母親は契約をしてしまったようだ。実家の建物に台風などでの被害はなく不審なので解約させたい。(50代、男性)



地震、台風、大雨などの自然災害発生後には、災害に便乗した消費者トラブルが多く発生しています。「火災保険で自己負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートする」と勧誘する手口で、災害の直後だけでなく、過去の災害で被害のあった地域に勧誘を行うケースもみられます。台風シーズンは特に注意して、トラブルに遭わないために次の点に注意しましょう。

①「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、見積もり通りに保険金の下りるとは限らないので、勧誘をうのみにせず、その場ですぐに契約しない。②契約前に必ず契約書を確認し、手数料や支払い条件を確認する。また、修理が不要な場合はきっぱり断る。③保険契約の内容や補償の範囲について書類を確認し、自身が加入している保険会社や保険代理店に直接相談する。④経年劣化によって生じた損傷は保険金支払いの対象外。経年劣化による損傷を、自然災害によるものと申請すると詐欺罪に問われる可能性もある。うその理由での保険金を請求は、絶対に行わない。

トラブルになったら、すぐに短縮電話番号「188」（トラブルは「イ・ヤ・ヤ」）に連絡してください。最寄りの消費生活センターや町役場の相談窓口につながります。

通信販売の定期購入トラブル ～「解約可能」「縛りなし」に注意～



スマホで「定期縛りなし」「初回千円」と書かれた化粧品品の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースの解約を申し出たら、「クーポンの利用は、5回約4万円分の購入が条件となり、定期購入コースの契約となるので解約できない」と説明された。どうすればよいか。(30代、女性)



通信販売での「定期購入」に関する相談は、ネット通販での詐欺的な定期購入商法の規制が強化された改正特定商取引法の2022年施行後も全国の消費生活センターなどに引き続き多く寄せられています。

改正特定商取引法は定期購入の場合、その条件や支払金額を明示することを義務付けていますが、最近では、販売サイトに「いつでも解約可能」「定期縛り無し」などと表示しておき、注文完了直後に特別割引クーポンの利用を勧め、クーポン利用時に複数回購入が条件の定期購入に変更させる一というケースがあります。「最終確認画面」にコースが変更される旨が表示されていても、文字が小さかったり、何回もスクロールしないと確認できなかったりと、消費者が認識しづらい状況もあるので注意が必要です。

ネットで注文する際は、次の点をしっかり確認しましょう。

①定期購入が条件になっていないか②継続期間や購入回数が決められていないか③支払うことになる総額はいくらか④解約の際の連絡手段を確認したか⑤「解約・返品できるか」「返品特約、解約条件」を確認したか⑥利用規約の内容を確認したか⑦「最終確認画面」をスクリーンショットで保存したか。低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトは特に警戒して確認することが必要です。



ご存じですか消費者ホットライン188(イヤヤ)?

消費者ホットライン188(イヤヤ)は、消費生活センターなどの消費生活相談窓口の電話番号が分からなくても、最寄りの消費生活相談窓口をご案内するものです。

土日祝日など、最寄りの消費生活センターなどが開所していない場合には、国民生活センターが相談を補完するなど、年末年始を除いて、原則毎日ご利用いただけます。

契約や悪質商法などでのトラブル、製品・食品やサービスによる事故などのご相談で、どこに相談してよいかわからないときは、一人で悩まず、消費者ホットライン188番をご利用ください。

家の無料点検を受けたら
リフォームをすすめられた…

お試し購入のはずだったのに
2回目、3回目が届いた…

2回目から
値段が高い…

ながさき消費生活館

こんな時は
「泣き寝入りは
イヤヤ(188)」
で相談を!

知ってほしい!!
その香り
困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

香りの感じ方には個人差があります。
香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にも配慮下さい。
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

消費生活 大塚科学 厚生労働省 経済産業省 環境省

柔軟仕上げ剤などの香りで頭痛や吐き気がした
などの相談が寄せられています。

事例1 隣家の洗濯物の柔軟仕上げ剤の香料で頭痛がしたり、食べ物の味がわからなくなっている。窓を閉めても、換気扇等からにおいが入ってくる。自分も子供もアレルギーがあるので不安だ。

事例2 数年前から、客の衣類から洗剤や柔軟仕上げ剤の強い香りが漂ってくると、呼吸が苦しくなり鼻水が出る。

事例3 いつもとは違う柔軟仕上げ剤を使ったら、頭痛、吐き気、涙目になり気分が悪くなった。

香りの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人がいることをご理解ください。また、香り付き製品の使用に当たっては周囲の方々への配慮をお願いします。

この情報は県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

計量器に関するお問い合わせは
長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集/発行 長崎県消費生活センター
(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL.095-824-0999 FAX.095-828-1014

消費生活の相談は

消費者ホットライン
局番なし 188

最寄りの相談窓口につながります

あなたの
お宝
大募集

島原城築城400年記念



開運

なんでも

鑑定団



出張！なんでも鑑定団 in 島原

とき 令和6年2月25日(日) ところ 島原文化会館

あなたのとっておきの「お宝」を鑑定してもらいませんか？
美術品からお菓子のオマケやおもちゃまで「なんでも」ご応募ください。

詳しくはコチラ



※キリトリ線



「出張！なんでも鑑定団 in 島原」鑑定出場申込書

令和5年 月 日

鑑定品目	自己評価額	円
由来・エピソード記入欄 (お宝と持ち主のさまざまなエピソードやいきさつを書いてください。) 例えば…●手に入れたときの出来事やいきさつ ●代々伝わるお宝の由来やエピソード ●鑑定を依頼しようと思ったきっかけ ●数奇な運命の結果わが家にあるといったようなことを書いてください。価値を知りたいだけの応募は不採用になる場合が多いようです。		
(フリガナ) 住 所	(〒 -)	
(フリガナ) 氏 名	(歳)	職 業
電話番号 (市外局番 -)	特技、趣味	
提出写真	①全体像がわかる写真②主要な部分(絵柄や文字など)のアップ写真③銘や落款などの写真 上記3点以上の写真を添付して提出してください。	

※記載いただきました情報は番組制作のためだけに使用し、番組制作関係者以外の第三者への情報開示は一切いたしません。

※テレビ東京の番組担当スタッフが応募書類を詳細に検討して選考いたします。

※選考の途中経過に関しましては一切お答えできません。

※採用の可能性のある方にはテレビ東京の番組スタッフから直接連絡があります。(連絡がない場合は不採用となり鑑定いたしません。)

応募方法

表面の申込書に必要事項をご記入の上、鑑定品の写真を添付し、島原市役所（しまばら観光課）へ『郵送』または『持参』してください。または、電子申請サービスからもご応募いただけます。

お申込・お問合せ先

〒855-8555

島原市上の町 537 番地 島原市役所 しまばら観光課

電話 0957-63-1111 E-mail:kanko@city.shimabara.lg.jp

応募締切：12月15日(金)必着

※お一人様何点でもご応募できます。

（申込書は鑑定依頼品1点につき1枚必要です。）

※番組収録予定の令和6年2月25日(日)に出場可能な方に限ります。

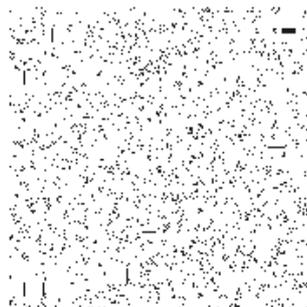
※古物売買免許のある方は、ご遠慮いただきます。

※ご応募いただいた申込書類・写真は返却いたしませんので、ご了承ください。

※キリトリ線



電子申請サービスからの
応募はこちらから



※番組観覧募集は、広報しまばら（12月号）にてお知らせいたします。



重大な火災事故が発生しています

TDKの加湿器を 探しています

対象機種を引き取らせていただく際に(1台あたり)

5千円をお支払いします

対象加湿器は下記の4機種です

機種名は、本体裏側のラベル表示をご確認ください。



1998年(平成10年)製造

1993年(平成5年)製造



31cm

KS-500H



26cm

KS-300W



26cm

KS-31W



26cm

KS-32G

今でも見つかっています
いま一度ご確認ください

- ① 気付かずに使用していた
- ② あると思わなかったが、押入れ・物置にあった

通話無料
電話番号



0120-604-777

受付
時間

9:00~17:00
土、日、祝日を除く

ご迷惑とご心配をおかけしております。謹んで深くお詫び申し上げます。